

基本目標 - 2 金融システムの安定が確保されていること

| | |
|-------------|---|
| 法定任務 | 金融機能の安定 |
| 基本目標 | 金融システムの安定が確保されていること |
| 重点目標 | 金融システムの安定が確保されていること |
| 政策 | システミックリスクの未然防止及びペイオフ全面解禁後の円滑な破綻処理のための態勢整備 |
| 重点目標 | 国際協力を通じて金融機能の安定が確保されていること |
| 政策 | 国際的な金融監督のルール策定等への貢献 新興市場国の金融当局への技術支援 |

評価結果の概要

システミックリスクの未然防止・円滑な破綻処理の観点から、預金保険制度の周知及び情報の提供の浸透、金融機関における名寄せデータの精度の維持・向上、及び預金保険法第 102 条の適用を受けた金融機関における経営健全化計画等の着実な進捗等が図られたものと考えています。

また、我が国の金融システム及び国際金融システムの安定に資する観点から、国際的な金融監督基準・金融サービス貿易のルール等を策定する国際的なフォーラム等の作業に積極的に参画するとともに、ニーズに応じた研修事業を実施することにより新興市場国の金融当局との相互連携を強化しています。